

## アルバイト

家庭の事情によりやむを得ない場合はアルバイトを許可する。その場合は所定の許可願を提出し、ホームルーム担任・生徒指導部を経て校長の許可を受ける。ただし、特別の場合を除いて、次のいずれかに該当する場合は許可しない。なお許可された場合でも一定期間後再検討する。

- ア 夜間のアルバイト(20時以降)
- イ アルバイト先が身体の安全又は風紀上好ましくない場合
- ウ 学業成績が不良、又は性行に問題がある場合
- エ 定期考査1週間前から終了までの期間
- オ 災害時の保険・保障がない場合
- カ その他学校が不相当と認めた場合

## 服装規程

服装はその人の人格を反映するものであり、常に質素・清潔で本校生徒としての品位を保つため、次のとおり定め、正しい着こなし方で着用する。

### 1 第一標準服(本校制定のもの)

#### (1) 冬服

- ア 上衣
- イ スラックス
- ウ ネクタイ
- エ ワイシャツ  
白無地の通常型

#### (2) 夏服

- ア 指定のスラックスに、白無地の長袖又は半袖のワイシャツを着用し、ネクタイはつけなくてもよい。あるいは指定のスラックスに指定のポロシャツを着用してもよい。ただし学校で指定する儀式などの場合はワイシャツにネクタイをつける場合がある。
- イ スラックスを特に夏生地で調整を望む者は、本校指定の生地を指定する。

#### (3) 靴下

夏季・冬季とも白・紺・黒無地のソックス(ワンポイントまで可)とする。

### 2 第二標準服(本校制定のもの)

#### (1) 冬服

- ア 上衣
- イ スカート
- ウ スラックス
- エ ベスト
- オ リボン
- カ ネクタイ
- キ ワイシャツ  
角襟で白無地のカッターシャツ

#### (2) 夏服

- ア 指定のスカートに白無地の長袖又は半袖のワイシャツを着用し、ベストを着用する。リボンはつけなくてもよい。あるいは指定のスカートに指定のポロシャツを着用してもよい。ただし、学校で指定する儀式などの場合はワイシャツにリボンをつける場合がある。
- イ スカートを特に夏生地で調整を望む者は、本校指定の生地を指定する。

#### (3) 靴下

夏季冬季とも白・紺・黒の無地のソックス(ワンポイントまで可)とする。ただし冬期(10月～3月)は肌色または黒色のストッキングを着用してもよい。なおストッキング着用の際は無地のソックスを着用してもよい。

### 3 期間

(1) 冬服は10月1日から翌年5月31日まで

(2) 夏服は6月1日から9月30日まで

※気候によって移行期間を設けることもある。

### 4 外套類

(1) 防寒服は華美でないものとする。

- (2) セーターを着用するときは学校指定のセーターとする。
- (3) 通学靴は黒又は茶の革靴又は運動靴とする。

#### 5 記章類

冬服時はブレザー左襟に校章をつける。

#### 6 頭髪

特異な髪型はさげ、パーマ・脱色・染色などは禁止する。

#### 7 その他

- (1) 上履・体育館履・体育用ジャージは学年色のものを使用する。
- (2) 異装の必要あるときは、事前にホームルーム担任に申し出、校長の許可を受ける。
- (3) 装飾品等、華美になるものは身につけない。  
(ピアス・指輪・ネックレス等)
- (4) 化粧、マニキュア等は禁止する。